

調布都市計画道路事業3・4・23号稲荷前線の 事業計画変更認可取得について

1. 概要

調布都市計画道路事業3・4・23号稲荷前線は、平成21年1月20日付け東京都告示第55号で事業認可の告示がされました。

本事業は平成21年1月20日から令和3年3月31日までの事業施行期間の予定でしたが、本事業地内の用地買収にあたり協議が難航しており、期間内の事業完了が困難となったため、事業施行期間を3か年延長とする変更認可を申請しました。

令和3年3月17日付け東京都告示第288号で事業計画の変更が認可され、事業施行期間は令和6年3月31日までに延長となりましたので、期間内での事業完了ができるよう引続き進めてまいります。

2. 事業内容

調布都市計画道路事業3・4・23号稲荷前線

施行者：狛江市

事業地：狛江市和泉本町四丁目地内

延長：232m

幅員：16m

事業施行期間：平成21年1月20日から令和6年3月31日まで



三 事業施行期間 街路第百五十七号線
平成二十五年四月十二日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第百九十一号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百七十四号線
- 三 事業施行期間 平成二十九年三月二十一日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和六十三年東京都告示第百五十九号

東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 新宿区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第七十二号線
- 三 事業施行期間 昭和六十三年十月五日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十年東京都告示第千二百六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路大田区画街路第一号線
- 三 事業施行期間 平成十年十二月十一日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第五十五号調布都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・二十三号種荷前線
- 三 事業施行期間 平成二十一年一月二十日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第千四百三十八号調布都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。